

2 夜間対応型訪問介護サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
71 1111	夜間訪問介護Ⅰ基本	イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費	1,025 単位	1,025	1月につき
71 1121	夜間訪問介護Ⅰ定期巡回		定期巡回サービス費	386 単位	386	1回につき
71 1131	夜間訪問介護Ⅰ随時訪問Ⅰ		随時訪問サービス費(Ⅰ)	588 単位	588	
71 1141	夜間訪問介護Ⅰ随時訪問Ⅱ		随時訪問サービス費(Ⅱ)	792 単位	792	
71 6136	夜間訪問介護24時間通報対応加算	24時間通報対応加算			610 単位加算	610 1月につき
71 2111	夜間訪問介護Ⅱ	ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	2,800 単位		2,800	
71 4111	夜間訪問同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10% 減算			
71 4112	夜間訪問同一建物減算2		同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15% 減算			
71 8000	特別地域夜間対応型訪問介護加算1	特別地域夜間対応型訪問介護加算				1回につき
71 8002	特別地域夜間対応型訪問介護加算2	イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く) 所定単位数の 15% 加算				1月につき
71 8100	夜間訪問小規模事業所加算1	中山間地域等における小規模事業所加算				1回につき
71 8102	夜間訪問小規模事業所加算2	ロを算定する場合 所定単位数の 10% 加算				1月につき
71 8110	夜間訪問中山間地域等提供加算1	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				1回につき
71 8112	夜間訪問中山間地域等提供加算2	イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く) 所定単位数の 5% 加算				1月につき
71 6133	夜間訪問介護認知症専門ケア加算Ⅰ	ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く) (一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3 単位加算 3			1日につき
71 6134	夜間訪問介護認知症専門ケア加算Ⅱ		(2)ロを算定する場合 (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4 単位加算 4			
71 6135	夜間訪問介護認知症専門ケア加算Ⅲ	ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く) (一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 18 単位加算 18			1月につき
71 6137	夜間訪問介護認知症専門ケア加算Ⅳ		(2)ロを算定する場合 (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) 90 単位加算 90			
71 6112	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅰ	ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く) (一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22 単位加算 22			1回につき
71 6113	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅱ		(2)ロを算定する場合 (二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18 単位加算 18			
71 6114	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅲ	ニ サービス提供体制強化加算	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6 単位加算 6			
71 6115	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅳ		(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 154 単位加算 154			1月につき
71 6116	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅴ	ニ サービス提供体制強化加算	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 126 単位加算 126			
71 6117	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅵ		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 42 単位加算 42			
71 6100	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅶ	ニ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 18 単位加算 18			1回につき
71 6101	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅷ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 12 単位加算 12			
71 6110	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅸ	ニ サービス提供体制強化加算	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ 126 単位加算 126			1月につき
71 6102	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅹ		(4)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ 84 単位加算 84			
71 6111	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算			1月につき
71 6109	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅱ	ホ 介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算			
71 6103	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算			
71 6105	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算			
71 6107	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算			
71 6118	夜間訪問介護特定処遇改善加算Ⅰ		ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算		
71 6119	夜間訪問介護特定処遇改善加算Ⅱ	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算			
71 7201	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算1		基本夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)市町村独自加算(市町村が定める単位数を算定)	50 単位加算 50		
71 7203	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算2	100 単位加算 100				
71 7205	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算3	150 単位加算 150				
71 7207	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算4	200 単位加算 200				
71 7209	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算5	250 単位加算 250				
71 7211	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算6	300 単位加算 300				
71 7301	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算1	夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)市町村独自加算(市町村が定める単位数を算定)	50 単位加算 50			
71 7303	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算2		100 単位加算 100			
71 7305	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算3		150 単位加算 150			
71 7307	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算4		200 単位加算 200			
71 7309	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算5		250 単位加算 250			
71 7311	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算6		300 単位加算 300			
71 8300	夜間訪問介護令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応 所定単位数の 1/1000 加算				

契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
71	1112	夜間訪問介護Ⅰ基本・日割	イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 1,025 単位	日割計算の場合 ÷ 30.4 日	34	1日につき
71	2112	夜間訪問介護Ⅱ・日割	ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	2,800 単位		92	
71	8003	特別地域夜間対応型訪問介護加算2・日割	特別地域夜間対応型訪問介護加算	ロを算定する場合 所定単位数の 15% 加算			
71	8103	夜間訪問小規模事業所加算2・日割	中山間地域等における小規模事業所加算	ロを算定する場合 所定単位数の 10% 加算			
71	8113	夜間訪問中山間地域等提供加算2・日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	ロを算定する場合 所定単位数の 5% 加算			
71	7202	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算1日割	基本夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)市町村独自加算 (市町村が定める単位数を算定)	50 単位加算	日割計算の場合 ÷ 30.4 日	2	
71	7204	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算2日割		100 単位加算		3	
71	7206	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算3日割		150 単位加算		5	
71	7208	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算4日割		200 単位加算		7	
71	7210	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算5日割		250 単位加算		8	
71	7212	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算6日割		300 単位加算		10	
71	7302	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算1日割	夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)市町村独自加算 (市町村が定める単位数を算定)	50 単位加算		2	
71	7304	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算2日割		100 単位加算		3	
71	7306	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算3日割		150 単位加算		5	
71	7308	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算4日割		200 単位加算		7	
71	7310	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算5日割		250 単位加算		8	
71	7312	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算6日割		300 単位加算		10	